

## 株式会社制度の起源について

——とくにオランダ東インド会社の設立を中心に——

大塚久雄

### I 研究の端緒

株式会社制度がいつ、どこで、どのようにして発生したかという問題について、ヨーロッパの学界では、すでに19世紀の前半から論文が出はじめており、後半になると、さまざまな見解が現れてくることになるのですが、概して株式会社制度は、北イタリアの諸都市のいずれかで、なんらかの形で生まれでたというのが、一般的な動向だったと言ってよいでしょう。その中でも、70年代に入ると、「聖ジョージ銀行説」がきわめて有力となってきました。

「聖ジョージ銀行」というのは15世紀の初めにイタリアの都市ジェノアに設立された公立の振替銀行ですが、その成立はこういう経緯によるものでした。都市国家だったジェノアは、財政上の必要から国債を発行していたのですが、その国債の所有者たち——巨額の所有者から少額の者までいろいろでした——がその権利を守るためにつくったコンペラなどと呼ばれる団体がいくつかありました。それらが1つに合併されてでき上った強大な、また株式会社にも似た内部組織をもつ国債所有者団体が「聖ジョージ財団」*Casa di S. Giorgio* だったのです。この団体は、国債の元本をまもり、また利子の支払を確実にするために徴税の請負をやりましたが、さらにまた政府から振替銀行を経営する特権も与えられました。この銀行が有名だったため、もともと国債所有者の団体だった財団自体がしばしば聖ジョージ銀行とよばれるようになっていきます。

この聖ジョージ銀行は、一時期そうした業務に加えて、ジェノアの植民

地の管理と、その収入を掌中に収めるという特権をさえあたえられ、こうして政府のはたすべき役割の重要部分を受持つことになり、そのため政府の方が逆に年金受領者であるかのような観を呈した、とさえ言われています。ともかく、元来国債所有者の団体であった聖ジョージ銀行は、このようにしていつのまにか大規模な企業体に変化していったのでした。それは、イギリスで国債所有者団体がイングランド銀行や南洋会社に成長していったのに似ている、といえるかも知れません。

ところで、聖ジョージ銀行は、そもそも政府から特権を与えられて設立された国債所有者団体だったということからして、初めからはっきりした法人格をもっていた上に、出資持分もロカとカルオーギとよばれる、株式によく似た形となっていました。そうした点でも株式会社に非常に近い姿をとっていたのです。ですから、もう株式会社と言ってもよきようなものになっていたわけです<sup>1)</sup>。

この聖ジョージ銀行を史上最初の株式会社と考え、それがその後ヨーロッパの各地に伝えられたという見解を提出したのは、ドイツの有名な商法学者レヴィン・ゴルトシュミット——彼はすぐれた商法史の研究者としても知られていますが——でした。彼の名著『商法史』の中で<sup>2)</sup>、この聖ジョージ銀行起源説が展開されており、19世紀も終りに近づく頃までもっとも権威ある学説だったといつてよいでしょう。

ところで、1895年になって、これまたドイツの有名な商法学者であるカール・レーマンの、注目すべき新学説を含む著書が現われました。Karl Lehmann, *Die geschichtliche Entwicklung des Aktienrechts bis zum Code de Commerce*, 1895です。これは学界に非常に大きな影響を与えて、たちまち旧い「聖ジョージ銀行説」を圧倒し、それ以後少くとも10年余の間、彼の「オランダ東インド会社説」が定説の地位を占めるようになったのでした。

#### 注

(1) 聖ジョージ銀行については、詳しくは、H. Sieveking, *Genueser Finanzwesen*

*mit besonderer Berücksichtigung der Casa di S. Giorgio*, 2 Bde.,  
1898—99.

- (2) L. Goldschmidt, *Universalgeschichte des Handelsrechts*, 3. Aufl., I,  
1891, SS. 290ff. —すでに「コンペラ起源説」をとり、ゴルトシュミットの  
「聖ジョージ銀行説」の先駆の役割をはたしていたのは、同じくドイツの商法学  
者であるアヒルレス・ルノーの研究であった。A. Renaud, *Das Recht der*  
*Aktiengesellschaft*, 2. Aufl., 1875.

## II レーマンのオランダ東インド会社説

カール・レーマンは、まず、1602年に設立された、あのオランダ東インド会社が株式会社制度の起源をなすもので、それがヨーロッパの各地に「放射状をなして」伝えられていったのだ、と考えました。それを裏から言いますと、オランダの東インド会社の成立に対して聖ジョージ銀行が影響をあたえた形跡はなく、両者の間に歴史的連続は認められないということです。その証拠として彼は次の二つの事実を指摘しました。

第1はこうです。株式にあたる語はドイツ語ではアクツィエ(Aktie)、フランス語ではアクション(action)ですが、これらはオランダ語のアクシー(actie)から由来しており、しかもそれはオランダの東インド会社ではじめて使用されたものだ。このことからみても、オランダ東インド会社の制度が、ヨーロッパ各地の株式会社の発展に与えた影響が知られるわけだ。これに対して、聖ジョージ銀行の場合は、出資持分を示すのにロカとかポルティオ(portio)という語が使用されており、アクシーという語は見られない、というわけです。ただ厳密にいきますと、オランダ東インド会社でもはじめの3年ぐらいは、ポルシー(portie)という語が使われており、その後アクシーが使われるようになったようですから、問題は残るわけですが、ここでは立入ることは止めておきましょう。

第2は、聖ジョージ銀行とオランダ東インド会社、この両者の企業内容が著しく性格を異にしているということです。つまり、聖ジョージ銀行が徴税請負や振替銀行業務を営んでいたのに対して、東インド会社は海上貿易を営んでおり、両者の間に歴史上のつながりがあるとはとうて

い考えられない、というわけなのです。この論点についても議論の余地がありえますが、とにかくこのような理由でもって、株式会社制度はオランダ東インド会社から始まり、その後ヨーロッパ各地に「放射状をなして」伝えられていった、とレーマンは考えたのでした。

ところで、つぎに、そうしたオランダ東インド会社はどのようなものを土台として、あるいは、実体的基礎として出来上ったのか、ということが問題になりますが、それについてはレーマンはこう考えました。オランダ東インド会社はオランダ各地の大小6つぐらゐの東インド貿易企業が合併して生まれたものなのですが、その合併されたいくつかの企業の実体は、法律術語的な意味における「船舶共有組合」だった。そういう学説をうちたてたのです。

この船舶共有組合 (Reederei, Partenreederei) という制度は、当時海商企業に広くみられたもので、だいたいこういうものだったと言ってよいでしょう。貿易を営むために船舶が必要だとしても、莫大な出費を要するので、1隻だけでも1人の商人の力ではどうも負担しきれものではない。そこで何人かの商人が集まり、協力して1隻の船舶を建造して共有する。そのようにしてまず合手的持分所有の上に立つ船舶共有関係ができていきます。そのばあい船主たちの持分は当初の出資額に応じて、あるいは1/2, 1/4, 1/8, あるいは1/3, 1/6というような形をとるのが普通でした。ところで、こうした船舶共有関係を形づくる船主たちはさらに共同して貿易を営むわけですが、その際彼らはそれぞれの持分の大きさに比例して、艀装のために出資し、船荷を積み込みます。みずから船長として船に乗りこみ貿易の仕事に携わる船長は、そうした船主の1人である場合が多いのですが、外部の者を船長として雇い入れる場合もある。航海中は船長にすべてをまかせて貿易が営まれ、そして航海が終った後に清算が行われて、利潤の配当分のみならず元本もすべて払戻される。また、損失があった場合には船長が無限責任を負い、他の船主は有限責任を負った、というわけです。とにかく、このように1隻

の船舶の共有関係の上になつて形づくられる一種の会社企業、それが船舶共有組合とよばれるものだったので<sup>(1)</sup>。

ともあれ、カール・レーマンは、こうした船舶共有組合がいくつか合併されてでき上つたのが東インド会社だった、と考えたのでした。その論拠はだいたいこういうことだったといつてよいでしょう。レーマンによると、株式会社制度のもっとも大切な標識はまず法人性を具えていること、つぎに出資金が売買可能な株式という形をとっていること、この2つなのですが、船舶共有組合にはその両者の有力な萌芽が具わっていた。彼はそう考えたのでした。船舶共有組合は、まず1船舶の合手的所有の関係を基礎として成り立っており、直ちに法人格を云々することはできないにしても、すぐにそれに発展しうるような団体性がすでに具わっている。それに加えて、各船主が1/6、1/3といった出資持分を所有し、まだ合手的所有にみられるような形でではあるが、ともかく出資持分に対する所有権とそれに照応する配当の請求権を化体した株式制の萌芽がみられるし、また、それが、売買もされている。そうした諸点をふまえて、レーマンは東インド会社設立の基礎となつたいくつかの貿易企業はそうした船舶共有組合と見るほかはないと推論したのでした。

では、船舶共有組合の合併によって成立したオランダ東インド会社は、どのような点で株式会社と呼ばれるにふさわしい形になっていたのか。東インド会社のばあいには、取締役会という会社機関がはっきりとでき上り、それが経営に携わる、そうした形で法人たる性格が一段と高められるにいたつた。これが第1の点です。さらに第2は、アクシーとよばれるような株式制度が生まれてきたという点です。もっとも、等額の株券制度はまだまだでき上つてはいませんが、しかし、アムステルダムの取引所で東インド会社のアクシーは盛んな売買の対象となっており、配当証券制へももう一歩といふところまできていた。レーマンはそうように考えたのでした。

このような論拠からカール・レーマンは、オランダ東インド会社が株

式会社制度の起源だと考えたのですが、この学説はたちまちに聖ジョージ銀行説を抑えて、その後10年以上も学界において定説の地位を占めつづけたと言ってよいでしょう。ところが、1908年にいたってまたまた事情は一変しはじめました。この年にレーマン説をすどく実証的に批判する2つの注目すべき研究書が相ついで出版されたのです。著者たちはいずれも地元のアムステルダム人史家でした。その1人は法制史家のファン・デル・ヘイデンで、その著作はE.J.J. van der Heijden, *De ontwikkeling van de naamlooze vennootschap in Nederland vóór de codificatie*, 1908, いま1人は経済史家のファン・ブラーケルで、その著作はS. van Brakel, *De hollandsche handelscompagnieën der zeventien de eeuw, hun ontstaan en hunne inrichting*, 1908, です。そして、この2人の学説がその後互いに切磋琢磨しあうなかから、現在の定説ともいべきものが生まれてきた、と言ってよいでしょう。

#### 注

- (1) 詳しくは、拙稿「船舶共有組合の企業的構造」拙著『株式会社発生史論』前編、補論第1章参照。

### Ⅲ ファン・デル・ヘイデンとファン・ブラーケルによる

#### レーマンの「船舶共有組合説」批判

ファン・デル・ヘイデンとファン・ブラーケルは、それぞれの重点の置き所はやや異なりますが、2人ともレーマンの船舶共有組合説に対して、何よりもまず実証的な立場から、根本的な疑問を提出したのです。そこで、まずこの2人が明らかにした史実をある程度説明しておくことにしましょう。ただ、それに関連して、彼らは東インド会社の設立の基礎となった諸会社企業をフォールコンパニーエン(vóór-compagnieën)という名称でよんでいますので、私も以後このフォールコンパニーエンという語を使うことにしたいと思います。なお、日本語としてはさしあたり「先駆諸会社」と訳しておくことにしましょう。

さて、そうした先駆諸会社に関して彼らが明らかにした史実を私なり

の表現で説明してみますと、だいたい次のようになるでしょう。どの会社の場合もその経営に携わっている者は、数の大小はあれ、そう多人数ではない一団の人々で、彼らは「ベウイントヘッバース」bewindhebbers と呼ばれていました。さしあたって「取締役団」と訳しておくことにします。この取締役団に属する人々が手分けをして、会社の船舶の購入や船員の雇用、船荷の積込、また東インドからの帰り荷の売却や配当の支払いなどをおこない、また損失のばあいには自己の私財をも出してまで無限責任を負わねばならなかったのです。ところで、もう1つ重要なことには、どの会社の場合にも、それぞれの取締役の背後に匿名の出資者たちがおり、「パルティシパンテン」participanten と呼ばれていました。彼らは特定の取締役に匿名で出資しているのですから、表面には現われては来ませんが、確かに存在し、それぞれの取締役のものそうした匿名出資者を合せると、かなりの数に達したようです。こうした匿名の出資者たちは、会社に出資はしているが、経営には参加しない。儲けがあった場合に配当を受取るが、損失の場合には出資持分を放棄するだけですむ。つまり、その責任は有限責任だったわけです。このように、先駆諸会社はいずれも、中心にあつて経営に携わり無限責任を負う機能出資者の一団と、その背後にあつてただ出資しているだけで有限責任しか負わない、多数の無機能出資者の群れと、つまり取締役団と匿名出資者群からなっていた。そうした事実を、ファン・デル・ヘイデンとファン・ブラーケンはまず実証的に明らかにしたのでした。

オランダ東インド会社設立の基礎となった先駆諸会社の実体が、そのようなかたちで、しだいに解明されていったのですが、その過程で、また、そうした先駆諸会社のもつ組織形態には、1隻の船舶の合手的共有というか、船舶共有関係の形跡などはまるで見られないばかりか、「船舶共有組合」を意味する Reederei とか「船主」を意味する Reeder という語も史料のなかに全く見られない、といったことも実証的に明らかになってきました。この点についてはとりわけファン・ブラーケルの研究が

大きく寄与しているようですが、ともかく、このことはレーマンの「船舶共有組合説」にとって決定的な打撃となった、と言ってよいでしょう。

もちろんレーマンは自己の所説を直ちに撤回したわけではなく、後段で説明するようなファン・デル・ヘイデンの見解を一部取り入れながら、自説の修正を試みました。つまり、ヘイデンの言うように、先駆諸会社にはその周辺に夥しい数の匿名出資者(パーティシパンテン)が付着してはいるが、しかし、会社企業を中心として表面に現われて、そうした夥しい数の匿名出資者群を1つに結びつけている取締役(ベウイントヘッパース)の一团は、やはり「船舶共有組合」と見なければならぬ。そういう形でレーマンは、かなり後退はしながらも、自説を護ろうとしたのでした<sup>(1)</sup>。

しかし、ブラーケルの鋭い実証はそうした修正説をも打ち摧いてしまいました<sup>(2)</sup>。彼によると、先駆諸会社の表面には必ず取締役の一团が姿を現わしているが、そうした取締役団が示す組織形態は、実にはっきりと、その頃までにすでにアントワープ商人たちの間で広く行われていた。そうした商慣習法にしたがう「合名会社」であって、さきにも言ったように、法律術語的な意味における「船舶共有組合」であった形跡は全くみられない。したがって、レーマンが初めから重要な証拠としてあげていた事実、つまり、当時グロティウスその他の法学者が、先駆諸会社の責任形態を説明するさいに、「委付」(アバンドン)というような船舶共有組合関係の法律用語を使っているのも単なる法解釈上の技術にすぎない、ということが分かる、というわけです。ともかく、このような実証的批判に遭って、レーマンもしだいに「取締役団」を「合名会社」と解する方向に傾いていき、こうした研究史上「船舶共有組合説」は背景に退いてしまったのでした。

#### 注

- (1) *Zeitschrift für das gesamten Handelsrecht*, LXIII, SS. 355ff., LXIV, SS. 389-91.
- (2) S. van Brakel, "Bijdrage tot de geschiedenis der naamlooje vennootschap," *Rechtsgeleerd Magaziin*, XXXI, 1912, bl. 261 e.v.



#### Ⅳ ファン・デル・ヘイデンとファン・ブラーケルをめぐる

##### 論争と通説の形成

さて、ファン・デル・ヘイデンとファン・ブラーケルは、すでに述べたように、「船舶共有組合説」を実証的に批判するという面ではほぼ共通の立場に立っていたのですが、しかし、そのようにして次第に明らかにされていった先駆諸会社に関する史実をどのように解釈し、その組織形態上の特徴をどのように捉えるかという面では、こんどはかなり違った立場に立つことになり、そして、両者の学説をめぐる論争が行われることになりました。彼らの見解とその相違点はほぼこういうことだったと言ってよいでしょう。

まずヘイデンは何よりも、各取締役(ベウイントヘッバー)がそれぞれの背後に多数の匿名出資者(パルティシパンテン)をもち、それは合計すれば夥しい数に上るということに注目したのです。つまり、少数の取締役の周辺に、有限責任しか負わない無機能な匿名出資者たちが夥しくいわば蝟集している、という関係が何よりも重要だとしたのです。というのは、この夥しい数の無機能出資の集中という事実こそが、売買可能な株式という制度を生み出し、それを通じて、株式会社制度の成立を可能ならしめた重要な要因だと彼は考えたからでした。事実その頃までにアントワープの取引所などで、無機能な出資持分がかなり自由に売買されるという慣行ができていました。彼は何よりもそうした点を重視したわけです。これに反して、取締役たち(ベウイントヘッバース)を1つに結びつけているその関係の方は、ただ集中された夥しい数の匿名の無機能出資者群を1つに結び合わせる「紐帯のようなもの」にすぎず、大した重要性はもたない。ヘイデンはそのように考えたのでした。<sup>(1)</sup>序ですが、このヘイデンの「匿名出資関係起源説」をあの理論好みのヴェルナー・ゾムバルトがやや意外なほど素直に受けいれていることはよく知られているとおりです<sup>(2)</sup>。

ところで、ファン・ブラーケルの方はというと、これとは逆に、先駆

諸会社の中心に見られる取締役（ベウイントヘッパー）の一団、そして取締役たち相互の間に結ばれている関係の方を重視したのです。彼はそれを、当時の商慣習法の中にすでに定着していた「合名会社」だと考えました。もちろん、それを構成する機能出資者たちはそれぞれの背後に匿名の無機能出資者たちを数多くもっているけれども、それはそう重要なことがらではない。むしろ、たとえば、ある先駆会社の場合、取締役団を中心に匿名の無機能出資者たちをも含めて、全出資者の間に「一般契約」なるものが結ばれているが、そのことが物語るように、先駆諸会社は合名会社の拡大されたものないしは変種に他ならない。そうした推論によってブラーケルは、株式会社としてのオランダ東インド会社は、そうしたいくつかの「拡大された合名会社」の合併によって成立したのだ、と考えたのです。これがブラーケルのいわゆる「合名会社起源説」です。

さて、ファン・デル・ヘイデンとファン・ブラーケルの2人の学説をめぐって何回かの論争がかわされました。実は、それに関連して、私の心につよく印象に残っていることがありますので、それにも触れながら、その論争の帰結について説明しておくことにしましょう。ブラーケルのある論文を読んできますと、最後にP・S・が付加されており<sup>(3)</sup>、その内容は、私なりの言葉で布延してみますと、こういうことでした。——この論文を書いているあいだ、私は自分の説の方が正しいと思いこんでおり、ヘイデンの説を拒否しつづけてきた。しかし、いま校正刷に目を通してうちに考えがかわってきて、彼の説のもつある正しさをどうしても認めざるをえなくなった。私はいままで、取締役団の周辺に蝟集しているおびただしい匿名出資者たちの群を単に合名会社が周辺にむけて拡大されていく姿にすぎないと考えてきたが、これはやはりまちがいで、次のように言いかえねばならないと思う。すなわち、取締役団にみられる関係は明らかに「合名会社」ないしその未成熟な形だと今なお確信するが、その「合名会社」の周辺に群がり集っている匿名の無機能出資関係は、ヘイデンの言うように、決して単なる合名会社の拡大形態ないし変

種などではない。彼はそう認めた上で、先駆諸会社の実体は「成熟途上にある合名会社の周辺に夥しい数の匿名出資関係が付着したもの」、というふうに自説を修正したのです。そして、このブラーケルの修正説（あるいは両者の折衷説）が現在ではほぼ学界の通説になっている、と言ってよいのではないのでしょうか。

ただ、そうした先駆諸会社の実体は、現在の会社法にみられるような完成した姿の「合資会社」とはもちろん言えないでしょう。また、それらには各事例ごとにさまざまな変異も見られるのですが、しかしまた、もしも法制的客観性をあたえられれば、すぐにも「合資会社」が名実ともに成立しうるような経済社会学的基礎（つまり合名会社＋有限責任出資者の関係）がすでにでき上っているということも、これまた認めねばなりません。つまり、先駆諸会社はそういう意味において大規模な「合資会社」と見做しうるものであって、したがって、オランダ東インド会社はそうした幾つかの大規模な「合資会社」の合併によって成立した、と言いかえることも可能ではないかと私は思います。かつて、19世紀の60年代にも、フィックという学者の理論的にきわめてすぐれた「合資会社説」があり、すでに「聖ジョージ銀行起源説」をさえとっていた<sup>(4)</sup>のですが、それはまだまだ史実の裏付けが十分でなく推論に近いものだったので、重要視されぬままに止まっていました。が、それがブラーケルたちの研究によって豊かな史実の肉付けを与えられて甦ってきた、と言えないこともないでしょう。

#### 注

- (1) E. J. J. van der Heijden, t.a.p.
- (2) W. Sombart, *Der moderne Kapitalismus*, 2. Aufl., Bd. II /1, S. 153f.
- (3) S. van Brakel, t.a.p.
- (4) Fick, "Über Begriff und Geschichte der Aktiengesellschaft," *Zeitschrift für das gesamte Handelsrecht*, V., 1862.

#### V 株式会社としてのオランダ東インド会社

このような実体をもつ6つの先駆諸会社が1602年に合併されて、株式

会社の起源とよばれるオランダ東インド会社が設立されたわけですが、それでは、このオランダ東インド会社はどのような点で先駆諸会社と異なり、したがって、どの点で「株式会社の起源」とされるにふさわしいものとなったのか。そうした問題についても簡単にふれておかねばなりませんまい。

まず第1は、東インド会社では取締役たちの無限責任が消失したということです。先駆諸会社の場合には、中心の経営に携わる「取締役団」(ベウイントヘッパース)は、まえにも説明しましたように、それぞれの経営の成果に対して「無限責任」を負っていました。つまり、会社が破産した場合には、彼らはみな自己の全財産をもってその返済に当らなければならなかったわけです。だからこそ、この「取締役団」をファン・ブラーケルは「合名会社」だと主張したのでした。ところが、オランダ東インド会社になりますと、そうした取締役たちの無限責任は消失した。つまり、彼らも有限責任しか負わなくなったと考えられるのです。というのは、この会社の定款ともいうべき、連邦議会から与えられた特許状(octrooi)の第42条には、「取締役たちはいずれも、その人身あるいは財産をもって責任をおわされることはない。……」と規定されていて、当時の法律家ズルク(Zurck)などもこれを彼らの有限責任を規定した条項だと解しているからです。またヘイデンやブラーケルも問題なくそろってこの解釈を肯定しています<sup>(2)</sup>。

ただ、その当時も、また現在も、こうした解釈に反対する意見があることは事実です。しかし、もしそうした反対説をとるとしますと、第42条は意味の全く分からない不必要な条項となってしまいますし、また西インド会社のばあいにも、その「特許状」にそれと相似的な条項をもちながら、しかも増資や改組にさいして取締役たちの責任が現実に有限責任として処理されていること<sup>(3)</sup>を考え合わせますと、東インド会社の「特許状」の第42条は取締役たちの、したがって全出資者の有限責任制を規定したものと解する方がやはり筋が通っているように考えられます。

なお、オランダではその後、そうした東インド会社の組織形態をモデルとして設立される会社がだんだんと増えてきますが、18世紀にもなると、それらの会社の殆んどが全出資者の有限責任に関する明白な規定をもつようになってきます。が、しかし、法律的な客観性を与えられるようになるのは、もちろんフランスの Code de Commerce の影響のもとにオランダでも商法典ができ上ってからのことになります。

つぎにその第2は、東インド会社が、先駆諸会社に比べて、いっそうはっきりと「法人」という性格を帯びはじめたことです。さきにも少し触れた法律家ズルクが「特許状」第42条の意味を説明して「取締役たちにその人身および財産をもって責任を負わせるのではなくて、会社が……負債に対して責任を負わねばならない」(傍点は大塚)としていることが示すように、「全社員の有限責任制」の成立自体がすでにそうした法人性の増大を示していますが、さらに他面において、東インド会社では、無機能な出資者たちの姿がいまや会社への直接の出資者として公然と表面に浮び出てくるばかりか、取締役団の方も「取締役会」<sup>(4)</sup> Collegie van Bewindhebbers とか、さらにその上位の「17人重役会」<sup>(4)</sup> Commissie van Zeventien とかという名称の下に、はっきりと会社機関の性格をおびて、会社経営の任にあたることになります。オランダ東インド会社は、こういうものとして、連邦議会から特許状を与えられたのでした。

第3は、株式制度に向かっていっそうの成長ぶりを示していることです。オランダ東インド会社の出資持分は、ついに等額分割も配当証券化も行われることはありませんでしたが、しかし、さきにも触れたように「株式」(アクシー)の名称でよばれて、アムステルダムの取引所では盛んに売買され、はげしい投機の対象とさえなっていたことは周知のとおりで、民衆の遊休資本を動員する株式制度の完成をすでに準備しつつあった、といってよいでしょう。

以上のような意味において、オランダ東インド会社は研究史上「株式会社の起源」とされているわけですが、もちろん完成された姿の株式会社

制度に比べますと、まだ2・3の重要な未完成の点がありました。その1つは、いま言いましたような等額の株券制が終りまでできていなかったということでしょう。しかし、中でもっとも重要なのは「株主総会」の制度がなかった、つまり、オランダ東インド会社はそうしたいわば「専制型」の構成をとっていた、ということです。もっとも、1616年に始まり暫くの間つづいたオレンジ党の支配の下で、後の「監査役会」にも当るような「主要出資者制」hoofdparticipanten ができましたが、これはその実質が全く伴わぬもので、現実には「取締役団」の独裁がかえって露骨になっていったように思われます。そればかりか、東インド会社に倣って設立されたその後の会社企業も同様に「株主総会」を欠如しており、オランダではCode de Commerceが導入されるまで、結局「株主総会」を具えたいわば「民主型」の株式会社制度は自生的に生まれ得ることはなかったのです。したがって、そうした「株主総会」を具えた近代的な「民主型」株式会社制度の歴史を探ろうとする場合には、われわれはどうしてもオランダの歴史から離れて、イギリスにおけるjoint-stock companies、とりわけ「イギリス東インド会社」の歴史に目を移さねばならなくなります。が、問題の規模があまりにも大きいので、これは他日稿を改めて論じたいと思います。

#### 注

- (1) A.J. van der Chijs, *Geschiedenis der stichting van de Vereenigde Oost-Indische Compagnie*, 1857, bl.133, aanmerk.3.
- (2) S. van Brakel, t.a.p., bl. 123; van der Heijden, t.a.p., bl.56.
- (3) E. J. J. van der Heijden, t.a.p., bl.92f.; S. van Brakel, t.a.p., bl.165f.
- (4) A. J. van der Chijs, t.a.p. に付録されている「特許状」の諸規定を参照。

#### 追記

本稿は、1978年度「欧州経済史」第2部の講義の速記の1部に加筆し、論文の形にまとめたものです。

**THE DUTCH EAST INDIA COMPANY  
AS AN ORIGINAL PATTERN  
OF BUSINESS CORPORATION**

◀Summary▶

Hisao Otsuka

This essay, chiefly a critical discussion of the works of E. J. J. van der Heijden and S. van Brakel, was originally one of my lectures (Economic History of Europe II) and refers to the early history of the Dutch East India Company as an original pattern of business corporation.